平成二十年九月五日

る

を次のように改正する。

に改める。

第二千八百七十号 日

増

刊

1

次

目

則 (第五十三号)

規

福岡県麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則

(薬

務 課

福岡県麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布す 規 則

福岡県規則第五十三号

福岡県麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則

福岡県麻薬中毒者措置入院費徴収規則 (昭和三十八年福岡県規則第五十一号) の一部

福岡県知事 麻 生

渡

帰国後の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号) による支援給付を受けて」 第七条中「保護をうけて」を「保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住

○○、○○一円以上」を「一、四七○、○○一円以上」に改める。 別表中「一、五〇〇、〇〇〇円以下」を「一、四七〇、〇〇〇円以下」に、「一、五

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県麻薬中毒者措置入院費徴収規則別

表の規定は、平成二十年六月一日から適用する。

平成二十年九月五

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)